

第3章 広陵町の文化芸術推進の基本的考え方

1 文化芸術推進の基本的考え方

文化芸術をめぐる公共政策には、活動の歴史や社会との関わりの中から生まれ、社会的に承認されてきた理念、原則、方法、留意点等があります。これらは、文化芸術の自主性・自律性を支えるもので、このことにより文化芸術はより広く、深く、多彩になっていきます。

広陵町においても、これら基本的な考え方のもと、文化芸術の推進を図る必要があります。

(1) 人権としての文化

文化の基礎は「人権としての文化権」にあり、文化芸術を享受することは全ての人の権利です。文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」(第2条第3項)とされています。

人権とは、人間は誰でも尊厳をもって扱われ、それぞれの属性にかかわらず、人としての権利は平等に保障されることです。このための条件が不足する場合は会が支えるということを意味します。したがって、人々の持つ固有の文化（たとえば地域独自の文化、マイノリティの文化など）を相互に尊重し、敬意を払うべきことは言うまでもありません。

これらの文化権を実現していくためには、人々の学習（練習）する権利、創造し表現する権利、交流しコミュニケーションする権利、文化の成果を保存し継承していく権利等が確立されなければなりませんし、これらを実現できる環境を社会が整える必要があります。これは、社会（行政等）が文化芸術を支援し推進を行う根拠となります。

(2) アームズ・レングスの原則

アームズ・レングスの原則とは、文化や芸術に関して、政府（自治体を含む。）は「支援はするが口出しはしない」という国際的に確立された原則です。これは、政府と文化芸術団体・アーティストの間に一定の距離（アームズ・レングス）を保ち、文化芸術活動への恣意的かつ政治的な圧力を排除しようという考えです。この原則により、自由な発想で創造を行うことができるため、多彩かつ質の高い成果を得られることが期待されます。創造活動の内容については、社会からのみ評価されます。

(3) アウトリーチ活動

アウトリーチ活動は、SDGs の基本理念である「誰も取り残さない」にかない、社会包摂（ソーシャル・インクルージョン）を図るという面とともに、それらの人々から多くの事を学べ、文化芸術活動をステップアップすることができるという面があります。

アウトリーチ活動とは逆に、そのような人々を劇場・ホール、美術館・博物館等に招き（移動手段の確保、廉価な料金等に配慮し）文化芸術にふれてもらうことや創造に参加・参画してもらうことをインリーチ活動といいます。

(4) 文化芸術の領域の拡張

文化芸術基本法には、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては…（中略）…観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう…」（第2条第10項）とあり、また、「…芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して…」（第32条第2項）とあります。これらの条文は、文化芸術の対象・活動領域が広がり、多様な分野及び福祉や医療等の現場で大きな役割を果たすことが期待されていることを意味します。

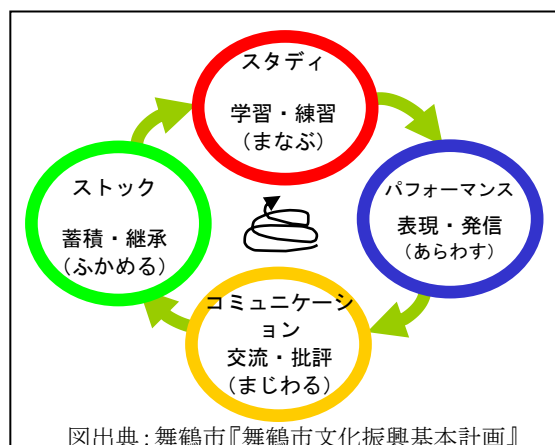
文化芸術活動は、それぞれの領域や分野を超えた活動が求められており、自ら開き、広がり、変わっていく必要があります。

(5) 文化協働

多様な主体（町民、団体・事業者、行政など）が協力・連携しながら適切な役割分担のもと社会的課題に取り組み、より大きな成果（解決）を生み出すという「協働」が求められています。広陵町における文化芸術の推進（文化のまちづくり）においても、その主体である町民、文化芸術団体やアーティスト、事業者、行政等が協働関係をつくることによって、それぞれの持つ力を有効に活用し、より良い成果を上げることができると考えられます。

(6) 文化のサイクル

文化活動には、「学習・練習」、「表現・発信」、「交流・批評」、「蓄積・継承」の4つのステージ（段階）があり、それぞれステージが循環しながら継続的に向上していきますので、それぞれのステージにあった文化政策が必要です。たとえば、「学習・練習」段階では練習の場の提供によりステップアップを支え、その成果を「表現・発信」するステージにつなげます。また、「表現・発信」段階では、相互に「交流・



批評(評価)」し合う場やメディアを用意することにより成果を「蓄積・継承」するステップへと誘発する施策が考えられます。このように、常に次のステージへ飛躍するための仕組みをつくっていく必要があります。(中川幾郎『分権時代の自治体文化政策』(平成13年(2001年))勁草書房を参考にしました。)

2 生涯学習及び公民館のあり方(基本的考え方)

生涯学習とは、昭和40年(1965年)に、ユネスコの成人教育推進委員会において提出された報告書の中で、教育を従来のように成人になるための準備として捉える考え方を改めて、人間の可能性を導き出す生涯を通じての活動として捉える「永続的教育」と提唱された概念が由来しています。この生涯学習に関し、教育基本法(平成18年法律第120号)第3条において、「一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」を図ることが理念として掲げられています。

中央公民館は、自分らしく生きるために学ぶ場(自己実現や趣味・教養の場)として発展してきましたが、社会とのつながり(地域や多世代との連携)が弱い側面があります。しかし、中央公民館は「公共を担う市民を育成する」ためのもの(民主主義の学校)であり、自発的に学ぶという営みを、社会のあり方を考え豊かな生活文化をつくることにつなぐ視点が必要です。

また、学びの成果を社会化し、社会的課題の解決を視野に入れた生涯学習という視点が求められています。

(1) これからの生涯学習のあり方(公民館の役割)

1) 個人的学習だけではなく、集団的自律的学習の機会と場を保障する。

自発的に学ぶことによって「自己実現」することが原点ですが、社会化する視点や機会がないまま終わることも多いのが現状です。他者との関係のなかで自己形成するという視点、また、自らの思考や学習による主体形成の視点が重要です。

2) 誰にも開かれた「社会的なきずな」づくりに貢献する。

生涯学習の推進によって、一緒に行動することを可能とするネットワーク・規範・信頼感を醸成するとともに、違いを認め合える、誰にも開かれた「社会的なきずな」づくりに取り組みます。

3) ネットワークを広げ、「社会包摂」を進める(公民館を利用しない(できない)住民にも開かれている公民館をつくる。)

より広く多様な人々が生涯学習のテーブルに着くことができるよう、世代・性別・職業・階層等自分と違う立場にある人々を「つなぐ」(ネットワークを広げる)ことが求められています。

4) 公民館は地域共生社会のプラットフォーム^{※5} (上記1)、2)、3))

学ぶ・つながる・役立つ生涯学習の推進拠点として、学校・社会教育機関、福祉施設、地域や住民活動との連携・協働を図り、地域共生社会づくりに取り組むことが大切です。

注 ※5 ここでいう「プラットフォーム」という言葉は、社会包摂の実践のために、支援やサービスを必要とする人と提供者をつなぐ場所やその機能を指す言葉として、鉄道のプラットフォームをイメージした意味で使っています。

(2) 求められる公民館像 ～ 学ぶ・つながる・役立つ生涯学習の推進拠点 ～

1) 誰もが参加できる生涯学習と文化芸術活動の拠点としての館づくり (自発的に学ぶ人の輪を広げる)

- ・生活文化の情報受発信拠点及び交流拠点
- ・まちのさまざまな文化活動や地域活動の情報が集まり、誰もがアクセス(情報の受け渡し)できること。
- ・自主活動情報が発信できること。
- ・気軽に訪れ、団らんや交流ができること。
- ・利用者が自主的・主体的に事業や運営に参画・協働できること。

2) まちづくり、地域コミュニティの活性化に役立つ

- ・暮らしに役立つ公民館活動の推進
- ・互いに学び合い交流できる。
- ・安心して暮らせる地域社会づくりに貢献する。

3) 学ぶだけで終わらず、つながりを広げていく(学習の成果が社会に「役立つ」回路を拓く)

- ・グループ活動の成果を、活動に参加しない(できない)人たちに役立てる・還元する。
- ・自分たちが関心のある要求課題への対応だけでなく、社会にとって必要な課題に取り組む。

4) みんなで生涯学習を推進する

- ・生涯学習の推進によって、「社会包摂(ソーシャル・インクルージョン)」に寄与する。
- ・公民館はみんなの「文化権」「学習権」を相互に保障し合うための連携拠点、参画・協働の場
- ・生涯学習の主体・当事者である「町民」は、生涯学習の推進という公共課題に参画する権利と役割がある。
- ・学んだ人が教える人になる生涯学習の循環を広げる。
- ・行政は、全ての人の「学習権」を保障し、文化資本や社会資本の形成につなげる役割がある。